

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人順正学園
②設置大学名称	吉備国際大学
③担当部署	庶務部庶務課
④問合せ先	kiu-syomu@office.jei.ac.jp
⑤点検結果の確定日	2025 年 9 月 29 日
⑥点検結果の公表日	2025 年 9 月 30 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://kiui.jp/joho/index
⑧本協会による公表	☒ 承諾する ☐ 否認する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目１－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の理念や教育目標（ブランドビジョン）は本学ホームページで公表するとともに、大学案内、学生便覧に掲載し、学生や教職員のみならず、様々なステークホルダーに対して広く周知を図っています。
実施項目１－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	大学全体及び各学部において、アドミッションポリシー・カリキュラムポリシー・ディプロマポリシーを明確に示しています。また、科目ナンバリングの整備、カリキュラムマップ、カリキュラムツリーの作成により、学生が学びの道筋を理解しやすくなるように努めています。なお、内部質保証委員会において、自己点検・評価を行い、カリキュラムの見直し等を実施しており、教育の質の向上に継続的に取り組んでいます。
実施項目１－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	全学の意思決定機関として、総長を議長とする「大学協議会」を置くことを学則で定め、大学の運営に係る重要な事項を審議することとしています。各教学組織の運営において必要な事項は、学則で教授会を置くことを定めるとともに、教授会規程に基づき、代議員教授会並びに学部、研究科ごとの学部教授会、研究科教授会が、特性に応じて適切に運営の方針を定めています。また、学長の職務を適切に補佐するよう副学長の職務を規程に定めています。これらの規程により、教学組織の権限と役割の明確化を図っています。
実施項目１－１④	説明
教職協働体制の確保	実効性のある中期目標・中期計画の策定・実行・評価（PDCA サイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、教職員は、建学の理念および学則第1条に掲げる「本学は、教育基本法および学校教育法の本旨にのっとり、国際化社会に向けて学部・学科の学術研究領域に関する理論および社会の問題を研究教授し、応用能力をもつ人格を陶冶することを目的とする。」という目的の達成に向けて、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保しています。
実施項目１－１⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・	FD（ファカルティ・ディベロップメント、以下同じ。）については、副学長のリーダーシップの下、吉備

年次計画の策定及び推進	国際大学教育開発・研究推進中核センター会議において基本方針・年次計画を策定し、全職員に対して受講を求めて実施しています。また、大学全体のFDだけでなく、各学科においても、毎年度、教育組織ごとの特性に応じたFDを実施し、教員の資質向上に努めています。 SD（スタッフ・ディベロップメント）も同様に、吉備国際大学教育開発・研究推進中核センター会議において基本方針・年次計画を策定し、全職員に対して受講を求めて実施しています。
-------------	--

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて中期的な学内外の環境の変化の予測に基づく、中期目標・中期計画の策定は、大学協議会の承認を受け、評議員会の意見を聞き理事会において承認を受けています。現行の中期目標・中期計画として「第3期中期目標・中期計画」（5ヵ年計画）を策定し、計画の実現に向けて取り組んでいます。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	第3期中期目標・中期計画に基づき、毎年、単年度計画として事業計画を策定し、内部質保証委員会において定期的に点検・評価・改善を実施し、次年度当初に開催する自己点検・自己評価会議において点検評価の報告を行っています。それに伴い自己点検・自己評価報告書を作成し、大学ホームページにて公表しています。また、必要に応じた計画の見直しを行っています。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	建学の理念に基づく人材育成とともに、大学院、学部において社会人の受入れを行っています。大学の持つ教育活動の成果を還元するために生涯学習として多彩なテーマで公開講座を実施し、地域の方の受入れを行っています。
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	地域連携・地域貢献の基本方針を定め、地域貢献推進センターを中心に、3つのキャンパス（高梁、南あわじ、岡山）にそれぞれ地域連携センターを置き、独自性を生かした地域連携・地域貢献活動を行っており、

	キャンパスのそれぞれが持つ特徴を活かした教育、研究、社会貢献活動を連動させることにより、一つのキャンパスだけではなしえないシナジー効果を生むことによって地域の課題解決を図っています。
--	--

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	多様な背景を持つ学生の受け入れのために、健康管理センター、留学生課などの専門部署を設け、支援体制を整えています。多様性を尊重する共生社会の実現に向けて、国や宗教・文化の相互理解を深めるため、学内外で定期的なイベント等を開催し、交流を図っています。 また、障害の有無にかかわらず、学生同士が相互に協力し尊重できるキャンパスづくりをめざし、障害についての理解を深めながら成長できるよう「障がい学生支援規程」に基づき、「障がい学生支援に関する指針（ガイドライン）」を定め、学生満足度向上委員会を設け、円滑かつ適切な合理的配慮の提供に努めています。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	理事定数 6 名のうち 1 名、評議員定数 7 名のうち 3 名、監事 2 名のうち 1 名が女性であり、役員や評議員への女性登用に配慮しています。なお、評議員の選任については、寄附行為第 33 条第 4 項により、年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮することを規定しています。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	寄附行為第 7 条により理事選任機関を評議員会と定め、第 8 条各号に掲げる者を理事として選任しています。理事の資格及び構成については第 9 条の要件を満たしています。また、理事長については理事会運営規則において明確にしています。
実施項目 3－1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会の役割及び理事の責務は寄附行為及び理事会運営規則により、評議員会の役割及び評議員の責務は寄附行為及び評議員会運営規則により明確にしています。また、評議員会は理事選任機関として理事の選任・解任を行い寄附行為第 39 条により監事に対して理事の不正行為等の差止め請求を行うことができます。

実施項目 3-1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	理事会に際して、本学を取り巻く環境や学園の財務状況、設置校の教学等について詳しく説明して十分な情報提供を行い、課題を共有するとともに意見交換する機会を設けています。

原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事は寄附行為第 23 条により、会計監査人は第 51 条により評議員会の決議によって選任しています。監事は寄附行為第 23 条第 2 項により監事の独立性を確保し、かつ利益相反を適切に防止することができる者で第 24 条に定める資格要件を満たす者を選任しています。
実施項目 3-2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監事監査規程に則り監査計画を策定し、計画にもとづいて監査を行っています。また、会計監査人及び内部監査部門と情報交換、情報共有に努め、連携して監査業務を行っています。
実施項目 3-2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	理事会、評議員会に際して、本学を取り巻く環境や学園の財務状況、設置校の教学等について詳しく説明して十分な情報提供を行い、課題を共有するとともに意見交換する機会を設けています。また、監事は自ら設置校を訪問して幹部教職員と情報交換するほか、学内の重要会議に出席して情報収集しています。その他、文部科学省が主催する学校法人監事研修会など、学外の研修の情報提供を行い、参加しています。

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員は、寄附行為第 33 条各号により評議員会において選任し、同条第 4 項により評議員の選任は、年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮しています。また、評議員の資格について、第 34 条の要件を満たす者を選任しています。
実施項目 3-3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会の招集、諮問事項及び決議事項、評議員の責務について寄附行為及び評議員会運営規則により明確にしています。また、評議員会は理事選任機関として理事の選任・解任を行い、寄附行為第 39 条により、監事に対して理事の不正行為等の差止め請求を行うことができます。

実施項目 3－3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員会に際して、本学を取り巻く環境や学園の財務状況、設置校の教学等について詳しく説明して十分な情報提供を行い、課題を共有するとともに意見交換する機会を設けています。

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	自然災害等のあらゆる事象に伴う危機を未然に防止する体制を築くとともに、発生時に迅速かつ的確に対処するため、リスク管理基本規程を定め、理事長を最高責任者とするリスク管理体制を構築しています。また、個人情報に関しては、個人情報保護規程に基づき個人情報の保護と適切な管理を行っています。
実施項目 3－4②	説明
法令等遵守のための体制整備	コンプライアンス推進規程を定め、法令、寄附行為、その他学園の諸規程を遵守する組織風土づくりに取り組んでいます。コンプライアンス推進規程及び公益通報等に関する規定に則り、通報窓口を法人部門及び設置校に常設し、内部通報体制を整備しています。

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	教育研究活動等の状況について、学校教育法第 113 条に則り、吉備国際大学教育開発・研究推進センター規程第 3 条により方針を策定し、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される情報を公表しています。更に、教学マネジメント指針に基づき、学修の成果・教育の成果、これらを保証する条件に関する情報についても積極的に公表しています。また、経営に係る情報について、寄附行為第 70 条及び第 76 条により公開する対象者、方法、項目等を明らかにして情報を公表しています。
実施項目 4－1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	学生・保護者・地域社会等、ステークホルダー別に情報を集約し、ユーザーが閲覧する媒体に応じて最適な画面デザインが表示されるようにしています。また、PDF 形式で公開するなど、内容に応じて発信方法にも工夫をしています。

Ⅱ－Ⅱ．「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明